

# 令和6年度三重県太平洋岸自転車道情報発信コンテンツ制作業務委託 仕様書

## 1. 目的

平成29年5月に施行された自転車活用推進法に基づき、三重県では令和2年3月に「三重県自転車活用推進計画」を策定し、令和6年に改定された第二次計画では「①自転車を活用した地域の観光魅力づくり」「②サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり」「③自転車を安全に安心して利用できる環境整備」の3つを目標に掲げ取り組みを推進している。

さらに、第二次計画の具体的な取り組み施策として、太平洋岸自転車道への観光誘客のため情報発信を強化することが位置付けられた。

このような中、本業務委託によって三重県内の太平洋岸自転車道に関する情報発信を強化していくためのWEBサイトを制作するとともに、県内自転車道のサイクリングを体験するためのVRを制作し、世界に太平洋岸自転車道の魅力を発信することで、三重県の新たな観光価値を創造し、誘客を図ることを目指す。

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和7年6月30日（月）まで

## 3. 業務内容

本業務は、以下に示す内容とし、三重県太平洋岸自転車道情報発信サイトの制作、サイクリングVRのためのVR映像の撮影、サイクリングVRに必要な機器及びソフトウェアの調達を行うものとする。

### (1) 太平洋岸自転車道の情報発信に関するWEBサイトの制作

三重県内における太平洋岸自転車道の情報発信に関する多言語WEBサイトを制作・公開するものとし、内容は次のとおりとする。

#### ①多言語WEBサイトの企画、制作及びこれら全般に係るコンサルティング

- ・WEBサイトの構成・ページに配置する必要がある要素について、委託者と協議の上、構成案を提案すること。
- ・1つのWEBサイトに収めず、複数のWEBページから構成してもよい。
- ・WEBサイトの構成については、以下のIからIXのようなものを想定している。

## 【構成例】

- I. 太平洋岸自転車道とは
- II. サイクリングルートの概要
- III. サイクリングルートにおける観光スポット（50箇所程度）
- IV. おすすめモデルコース（4コース程度）
- V. サイクリングルートへのアクセス方法
- VI. サイクル体験VRコンテンツ（2コース程度）
- VII. お知らせ情報
- VIII. 関係リンク
- IX. その他（サイトポリシー、免責事項、お問い合わせ等の必要事項）

- ・運用開始後にその内容を随時更新する必要がある項目については、管理者が容易に更新作業を行える仕組み（WordPress等のCMSを想定）を用いて制作し、編集できるようにすること。
- ・コンテンツ制作にむけた写真や動画の素材については委託者からの提供を基本とするが、必要に応じて受託者が撮影、制作を行うこと。
- ・日本語の他に英語、中文簡体、中文繁体、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語でWEBサイトを作成すること。ただし、委託者側で随時更新を行う項目等、多言語化が困難なページ等がある場合はその都度受委託者間で協議を行う。

### ②管理者用マニュアルの制作等

- ・管理者用の管理機能について、ページ更新・修正、運用保守が問題なく行えるようマニュアルを制作するとともに、委託者に対して説明すること。

### ③関連サイト

国土交通省ナショナルサイクルルートホームページ

([https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/national\\_cycle\\_route/index.html](https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/national_cycle_route/index.html))

国土交通省太平洋岸自転車道ホームページ

(<https://www.kkr.mlit.go.jp/road/pcr/index.html>)

### ④サーバーの調達、設定

- ・受託者においてサーバーを調達・管理すること。なお、アクセスの負荷、セキュリティを考慮して日本国内のデータセンターに設置し、信頼度の高いサーバーとし、バックアップ機能のあるものとする。なお、レンタルサーバーでも可とする。

### ⑤その他

- ・WEBサイトの操作に関する委託者からの質問に対応すること。

- ・WEBサイトの技術的な問題が発生した場合に、その解決に向け対応を行うこと。
- ・本仕様書及び契約書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度受委託者間で協議を行うこと。
- ・契約締結後にシステム機能の拡張が発生した場合は費用も含めて協議の上、対応を行うこと。
- ・制作時は「三重県情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に則った構築を行うこと。なお、「三重県情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」については契約後に開示する。
- ・閲覧者の利用ブラウザはEdge・FireFox・Safari・chrome 最新版を対象とし、レイアウトが崩れないように表示させること。
- ・スマートフォン、タブレット等にも対応したWEBデザインで制作すること。ただし、スマートフォン、タブレット等で表示できない項目等がある場合は随時受委託者間で協議を行うものとする。
- ・サイトのURLは「https://(未定).pref.mie.lg.jp」を想定しているが、ドメイン取得等にかかる作業は費用を含めて委託者において実施する。
- ・WEBサイトは常時SSL(TLS)対応とするが、通信の暗号化及び当該サイトの正当性を保証するための電子証明書は委託者にて用意し、適用作業を実施する。
- ・本業務にあたっての資料その他の引用に関しては受託者において承認を得ること。
- ・構築にあたっては、「三重県ウェブアクセシビリティ方針」に配慮すること。  
(参考) 三重県ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/guide>

## (2) VR映像の撮影

太平洋岸自転車道のVR映像を撮影し、サイクリングVRに活用するための編集を行うものとする。

### ①撮影・編集

- ・撮影箇所は三重県内の太平洋岸自転車道における平坦なサイクリングコースと、ヒルクライムがあるロードレースコースの2箇所とする。
- ・撮影距離は両コースとも約20kmとする。
- ・大まかな撮影箇所については委託者から指示を行うが、受託者にて現地踏査を行い、詳細な撮影範囲の検討を行うこと。
- ・撮影時期については受委託者間で協議の上、決定する。

- ・解像度については 4K 以上とする。
- ・V R 映像に歩行者や自動車等が映る場合は顔をぼかす処理を加える等、肖像権を侵害しないようにすること。

②その他

- ・仕様書に記載のない事項は、受委託者間で協議の上決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等に疑義が生じた場合は、その都度受委託者間で協議の上対応すること。

(3) サイクリングV Rの制作及び調達

全国のサイクルイベント等で利用するサイクリングV Rを制作するものとし、内容は以下のとおりとする。

①ソフトウェア

- ・エアロバイクと 360° V R 映像を組み合わせたスピード連動型の 360° VR 映像再生システムとし、ペダルを漕ぐスピードに合わせて 360° VR 映像のスピードも変化させることができるようにすること。
- ・VR 映像の勾配にあわせて負荷を増減させることが可能なシステムとすること。

②調達機器

- ・調達機器は以下に示す機器とし、相当品以上のものを納入すること。
- ・サイクリングV R制御用P C・・・1台
  - ノート PC
  - OS：windows11home64 ビット
  - CPU：インテル®CORE™i9-14900HX プロセッサー
  - GPU：NVIDIA®GeForceRTX™4070
  - メモリ：32GB
  - M.2SSD：1TB
  - パネル：15.3 型液晶パネル
  - 無線：Wi-Fi 6E（最大 2.4Gbps）対応 IEEE802.11 ax/ac/a/b/g/n 準拠  
+ Bluetooth 5 内蔵
- ・自転車及びスマートトレーナー・・・1式
  - スピンバイク、エアロバイク等でも可とする。
- ・機器接続用ケーブル・・・1式
- ・ヘッドマウントディスプレイ・・・1台
  - PICO4 Enterprise
- ・その他、より現実的な走行に近づけるための機器（送風機能や勾配変化の再

現機能等)を導入すること。

#### 4. 納品する成果品

受託者は、契約期間内にサイトを構築・公開し、以下のものを納品すること。

##### (1) 外部記録媒体

- ・本業務にかかるすべてのデジタルデータ(マニュアルを含む)が入ったUSBメモリ等の外部記録媒体

##### (2) 書類

- ・「3. 業務内容」(1)②で制作したマニュアル
- ・本業務の実施内容がわかる業務実施報告書

##### (3) サイクリングVR

- ・3(3)②で調達したサイクリングVR用機器一式

#### 5. その他

##### (1) 業務実施の条件

- ①業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議を重ねながら実施するものとする。
- ②委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えること。
- ③委託期間内においては月1回以上、委託者との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

##### (2) 再委託

再委託を行う場合は、事前に委託者の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託に対して、業務遂行上必要に応じて委託者が直接に指示監督する場合がある。

##### (3) 遵守すべき法令等

- ①受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)等の関係法規を遵守すること。
- ②受託者は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び別記1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ③上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### (4) 著作権

- ①本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、委託者が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。
- ②成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。
- ③前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、委託者に譲渡するものとする。
- ④成果品等のうち、上記②の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- ⑤成果品等のうち、上記②の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- ⑥委託者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ⑦受託者は、上記②又は③に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ⑧前項の著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ⑨本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- ⑩受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により委託者に届けるものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- ⑪委託者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、委託者が当該成果品等を

自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして委託者に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、委託者から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は委託者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、委託者は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

⑫前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、委託者・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(a) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(b) 委託者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

⑬前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

#### (5) 留意事項

①第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

②受託者は、業務の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けた場合の措置は別記2のとおりとする。

③受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

④本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。